

船橋市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分の実施要領

(主旨)

第1条 この要領は、船橋市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分の実施要綱（以下、要綱）の実施に際し、事務手続等の必要な細目について定めるものである。

(報告徴収、立入検査等)

第2条 要綱第5条又は第7条に基づく改善命令又は代執行の実施に当たっては、必要に応じて、あらかじめ、ポリ塩化ビフェニルの適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下、法）に基づく改善命令又は代執行の対象となるか否かについて明確化するため、要綱第2条第1号に定義される所有者（以下、所有者）又は高濃度のポリ塩化ビフェニル（以下、PCB）廃棄物の疑いのある物を所有する者その他の関係者に対し、高濃度PCB廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めるとともに、市職員が事務所、事業場及びその他の場所に立ち入り、帳簿書類及びその他の物件の検査を実施し、又は試験の用に供するのに必要な限度において高濃度PCB廃棄物（疑いのある物を含む。）を無償で収去する。

2 立入検査等に際し、市職員は身分及び根拠法規を示した立入検査証を携帯し、かつ、関係者に提示する。

3 要綱第5条の報告徴収、立入検査等を行う場合には、報告拒否、虚偽報告、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避による違反行為を行った場合には刑罰が科され得ることを明示し、実際に違反行為がなされた場合には、捜査機関と協議の上、厳正に対処する。

(報告徴収、立入検査の対象)

第3条 前条第1項に規定する「高濃度のPCB廃棄物の疑いのある物」とは以下のとお

りとする。

- (1) 昭和28年から昭和47年までに製造された変圧器及びコンデンサー
- (2) 昭和32年から昭和47年までに製造された照明器具の安定器
- (3) その他、「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」(環境省)に沿って実施した調査等により高濃度PCB廃棄物又は高濃度PCB使用製品である蓋然性が高いと判断されたもの。

(報告徴収、立入検査等の内容)

第4条 報告徴収、立入検査等は、次に掲げる事項に基づき実施する。

- (1) 立入検査によって、確実に高濃度PCB廃棄物の保有があることを確認し、立入検査の目的を達成するために必要な限度で対象物の状況を撮影する。
- (2) 立入検査の際には、高濃度PCB廃棄物の保有に関し、帳簿類(処理の委託に必要な資力が所有者にあるか判断するために必要な貸借対照表、損益計算書等の書類を含む。)その他物件を検査する。
- (3) 高濃度PCB廃棄物(疑いのある物を含む。)を収去する場合は、収去証を所有者等に交付する。
- (4) 所有者等に対する指導又は助言の経緯については、電話や対面により口頭で行ったものを含め、記録簿等を作成しておく。

(改善命令の発出)

第5条 改善命令の発出は、次に掲げる事項に基づき実施する。

- (1) 改善命令書は別紙様式とする。
- (2) 報告徴収、立入検査を実施した結果を踏まえ、履行期限を命令日より起算して30日以内の期間に定める日をもって指定する。

(3) 改善命令の対象となる所有者が中小企業等の軽減制度の対象となる場合は、その申請から決定までに要する期間を考慮して、履行期限を命令日より起算して60日以内の期間に定める日をもって指定する。

(4) 改善命令書の送達については、次のとおりとする。

ア 所有者が法人の場合、代表者に送達することを原則とするが、代表者の所在が確知できない等送達を実施することが困難な場合には、その他の役員について確実に送達を行う。

イ 所有者が法人の場合、破産手続開始決定があった場合は破産管財人に、清算中の場合は清算人に対して送達を行う。

ウ 所有者に直接命令書を交付できない場合は、所有者と一定の関係を有し、かつ、送達の意義を理解し、命令書を所有者に交付することが期待できる者（以下、「補充送達の受領資格者」）に命令書を交付して送達とする。なお、この補充送達を行う場合には、交付した相手方と所有者の関係を必ず確認し、相手方の受領印を求めするなど、記録の作成に努めるものとする。補充送達の受領資格者は、所有者の使用人その他の従業者、同居者などであるが、「使用人その他の従業者」には、所有者が法人の場合にその営業所に勤務する事務員など所有者に使用されている者も含まれる。また、「同居者」とは、所有者の代表者と同一家屋内で生活を共にしている者をいう。

エ 所有者又は補充送達の受領資格者が、受領を拒否した場合には、送達すべき場所の玄関内や郵便受箱等に命令書を置いて送達したものとする。なお、この差置送達をする場合は、複数の職員でこれを行い、送達された様子を写真撮影する等して記録を作成する。

オ 補充送達又は差置送達により送達することが困難と認められるときは、命令書を所有者の住所、居所、営業所又は事務所（以下、「住所等」）に宛てて配達証明郵便

により送達することができる。また、所有者の住所等が明らかでない場合には、送達すべき命令書の名称、所有者の氏名又は名称及びいつでも命令書を交付すべき旨を都道府県又は所有者の住所地の簡易裁判所の掲示場などに掲示することにより送達したものとする。

カ 対象となる所有者が不存在の場合は、改善命令書を発出しない。

(改善命令の履行の確認)

第6条 改善命令の履行の確認は、場合によっては報告徴収又は立入検査を実施した上で、処理施設等との委託契約書の書面を確認すること等の確実な方法により行う。

(弁明の機会の付与)

第7条 要綱第6条第1項に規定する弁明の機会の付与は、弁明書の提出期限の7日前の日までに、次の各号を記載した弁明の機会の付与通知書（以下、通知書）を交付して実施する。

(1) 弁明は、弁明を記載した書面を提出するものとする。また、弁明するときは、証拠書類等を添付し、提出することができる。

(2) 提出期限までに弁明書の提出がない場合、弁明の機会を放棄したものとみなす。

2 通知書の送付にあたっては、第5条第4号の規定を、「改善命令書」を「通知書」に読み替えて準用する。

(代執行)

第8条 要綱第7条の代執行を実施する際は、その旨の通知を対象となる所有者へ送達し、確知させる。

2 要綱第7条第2項の公告は、船橋市掲示場への掲示及び船橋市ホームページへの掲載

により行う。公告の期間は30日間を原則とするが、計画的処理完了期限までに残された期日及び必要な手続きに応じて設定する。

(代執行費用の徴収)

第9条 要綱第7条の代執行に要した費用については、費用を負担すべき者から徴収する。

2 代執行に要した費用の額は、次の各号の費用の合計額とする。

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社における処分費
- (2) 収集運搬費（運搬の際に必要となった機器の補修等に要した費用を含む）
- (3) PCB夾雑物等の分析に要した費用
- (4) 第1号及び第2号のほか、PCB廃棄物の処分又は運搬に要した費用
- (5) その他、環境省が対象経費と認めた費用

3 代執行に要した費用の徴収は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び船橋市予算会計規則（平成26年規則第59号）第3章の規定により行う。

4 船橋市債権管理条例（平成23年条例第18号）第6条の督促を行った後もなお第2項の費用の納付がない場合は、行政代執行法第6条の規定に基づき、国税滞納処分の例による徴収を行う。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、船橋市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別紙)

改 善 命 令 書

住所

氏名又は名称

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年6月22日法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により、下記のとおり処分等措置を講ずることを命ずる。

なお、この命令に違反した場合には、法第33条第1号の規定により罰せられることがある。

年 月 日

船橋市長

記

1. 講ずべき処分等措置の内容

2. 履行期限

3. 命令を行う理由

4. 措置を講じないとき

上記2.の履行期限までに上記1.の本命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みが無いときは、法第13条第1項第1号の規定により、当該処分等措置の全部又は一部を船橋市長が自ら講ずることがある。

この場合、同条第2項の規定により、当該処分等措置に要した費用を貴方から徴収することがある。

(教示)

(1) この命令についての不服がある場合には、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定により、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

(2) この命令の取消しを求める訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、船橋市長を被告として提起することができる。なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると命令の取消しの訴えを提起することができなくなる。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、この命令の取消しを求める訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならない。なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると、命令の取消しの訴えを提起することができなくなる。